

1 保存(保存管理)の方法

1) 基本方針

- ・ 史跡の本質的価値の構成要素を保存する。
- ・ 史跡の本質的価値の構成要素に準じる要素の適切な保存もしくは維持管理をおこなう。
- ・ 本質的価値の構成要素、およびこれに準じる要素の公開、活用をおこなう。
- ・ 史跡の追加指定、公有化をおこなう。

2) 保存(保存管理)の方法

- ・ 保存されている地下遺構、遺物を適切に保存(保存管理)する。
- ・ 難波宮期の地下遺構により定義付けられる空間を適切に保存(保存管理)する。
- ・ 公開、活用にあたっては、学術調査等の成果を踏まえ、適切な対応をとる。
- ・ 現状変更を許可する場合は、地下遺構を損なわないこと、および史跡としての景観に調和するものであることを条件とする。
- ・ 保存管理にあたっては関係諸機関と連携を図り、また市民、周辺住民等の協働、参画を図る。
- ・ 指定地周辺の重要遺構が発見されている敷地の地権者等と協議し、史跡追加指定、公有化を図る。

2 現状変更の取り扱い

史跡指定地内において、現状を変更し、もしくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、「文化財保護法」第125条の規定により、文化庁長官あてに現状変更許可申請を提出し、許可を得ることが必要である。ただし現状変更については維持の措置、または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない、とされている。

また「文化財保護法施行令」第5条第4項により市に権限を委譲されている事項については、大阪市教育委員会が判断する。また行為の内容によっては、提出が不要なものもある。

以下に、現状変更が必要な行為、大阪市教育委員会が判断する行為、現状変更の提出が不要な行為について、主なものを記述する。

1) 現状変更の許可申請が必要な行為の事例

1. 建築物の新築、建替、増築、除去

2. 工作物の新設、改修、除去
3. 地形変更、土木工事等
4. 木竹の(伐採、)植樹、抜根
5. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為、など

2) そのうち大阪市教育委員会が判断する行為の事例

1. 小規模建築で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築または改築
 - ・小規模建築とは、階数が2以下で、かつ地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築または改築にあつては、増築または改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。
2. 工作物(建築物を除く)の設置もしくは改修、または道路の舗装もしくは修繕
 - ・改修は設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。また道路の舗装、修繕は、それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
3. 史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置または改修
4. 電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修
5. (建築または設置の日から50年を経過していない)建築物等の除去
6. 木竹の伐採、など

3) 現状変更の許可申請が不要な行為

法第125条の規定で、「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置」、「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は、許可申請が不要とされている。これに該当する行為について、以下に示す。ただしこれらの行為の実施にあたっては、事前に大阪市教育委員会と協議をするものとする。

1. 維持の措置

- ・史跡、名勝または天然記念物(以下、史跡等とする)がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響をおよぼすことなく当該史跡等をその指定時の現状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。
- ・史跡等がき損し、または衰亡している場合において、当該き損または衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- ・史跡等の一部がき損し、または衰亡し、且つ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

2. 非常災害のために必要な応急措置

3. 保存に影響をおよぼす行為のうち影響の軽微なもの

- ・史跡等に直接に物理的変更は加えないが、何らかの影響をおよぼす行為のうち、その影響が軽微なもの。

4) 日常的な維持管理

指定地内における以下のような日常管理については、現状変更等の許可手続きをとる必要はない。ただし、その内容、程度によっては現状変更等に該当する場合もあるため、原則として大阪市教育委員会に連絡をとり、必要に応じて協議をするものとする。

- ・ 史跡指定地内の除草、樹木等の剪定、枯損木の除去、通路等路面の簡易な補修等。
- ・ 既存建築物、工作物の維持管理。屋根、外壁および内装等の修繕、改修等で掘削を伴わないもの。
- ・ その他上記に類する程度であり、建物、工作物の維持に必要な修繕で、掘削を伴わないもの。

3 現状変更の取り扱い規準

史跡難波宮跡を適切に保存管理するために、史跡指定地内における現状変更行為に対する具体的な取扱基準を以下のように定める。

1) 建築物の新築、建替、増築、除去

- ・ 建築物の新築、建替、増築は原則として認めない。ただし史跡整備および管理を目的とし、事前協議により必要性が認められたものについては、地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。その実施にあたっては、建築物の構造、外観意匠等について、史跡にとっての良好な景観保全に配慮する。
- ・ 建築物の除去にあたっては、事前協議のうえ、地下遺構に影響を与えないよう配慮しておこなう。

2) 工作物の新設、改修、除去

- ・ 工作物の新設、改修については、史跡整備および管理を目的とし、事前協議により必要性が認められたものについては、地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。その実施にあたっては、工作物の構造、外観意匠等について、史跡にとっての良好な景観保全に配慮する。
- ・ 工作物の除去にあたっては、事前協議のうえ、地下遺構に影響を与えないよう配慮しておこなう。

3) 地形の改変、および土木工事等

- ・ 地下遺構の保存に影響を及ぼす土地の掘削や、史跡の景観に影響を及ぼす土地の掘削や盛り土等の地形の改変は、原則として認めない。ただし、史跡の保存、管理を目的としたものは、事前協議のうえ地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。その際、史跡にとっての良好な景観保全に配慮する。
- ・ 史跡内に恒常的な道路の新設、拡幅等は認めない。ただし、災害等非常時の対応については、事前協議のうえ、地下遺構に影響を与えない範囲で認める場合がある。
- ・ 電気、給排水設備等の地下埋設物の新設、改修については、史跡の整備、管理、活用を目的としたものについては、地下遺構の保存に影響を与えない範囲で認める。

4) 木竹の植栽、植替え、伐採、抜根等

- ・木竹の植樹、植替え、伐採、抜根については、事前協議のうえ、史跡の整備、管理、活用を目的としたものについては認める。
- ・実施にあたっては、大阪市教育委員会等の立会のうえ、地下遺構に影響を与えないように配慮する。

4 追加指定・公有化の方針

第3章に記すように、内裏、朝堂院を中心とした宮殿中枢部については昭和39年(1964)の第1次指定に続いて追加指定をおこない、公有化を図ってきた。その後、昭和50年(1975)に文化財保護法の改正があり、埋蔵文化財包蔵地の周知とその範囲内における開発行為に対して発掘調査がおこなわれるようになった。それにより史跡指定地の周辺で、難波宮の一部もしくはそれに関連するとおもわれるまとまった遺構が随所で発見された。これらについては条件の整ったところから順次史跡への追加指定をおこない、その後、整備、活用を図ってきた。近年では、内裏西側で発見された難波宮に先行する古墳時代の大規模な倉庫群である「法円坂遺跡」は難波宮跡に「附」指定がなされ、平成12・13年度に史跡公園としての整備工事がおこなわれた。大極殿院東方で発見された東方官衙地区についても、平成19年度および同26年度に追加指定がなされた。

一方、南部ブロックの南側に、前期難波宮の朝堂院南門が発見されている。そのさらに南側に前期の朝集殿と「朱雀門」、回廊遺構が発見されている(「朱雀門・朝集殿地区」と呼称する)。また前期の東方官衙地区の範囲内においても、既指定地以外に未指定の敷地が多く残っている。

この2箇所は遺構が極めて重要であること、遺構の残り具合が良好であり、また、まとまりのある範囲内に検出されていること等の理由により、今後、史跡追加指定にむけて地権者等と協議をおこない、史跡の追加指定と公有化を図ることが望まれる。

北部ブロックにおいても、史跡指定地東隣のNTT敷地は、難波宮跡・大阪城連続一体化構想において重要な場所であり、難波宮跡から大阪城にかけての良好な景観を確保するためにも重要である。遺跡の上でも内裏に隣接する場所であり、将来、史跡に追加指定し、公有化を図ることが望ましい。

1 方向性

難波宮跡は都心部に広がる大規模遺跡であるから、その活用の検討にあたっては、史跡としての活用と都市公園としての活用という双方の視点を明らかにし、それらを踏まえた難波宮跡公園としての活用が必要である。以下、双方からの視点を示す。

【史跡の視点】

- ・難波宮跡の本質的価値の保存、次世代への継承
- ・難波宮跡の本質的価値を理解し、歴史の追体験の場
- ・特別史跡大坂城跡と一体化した、古代から近世、近代に至る大阪の歴史が凝縮された複合遺跡

【都市公園の視点】

- ・大阪城公園と一体となった歴史公園
- ・健康、レクリエーションの場大阪という大都市の都心部で、市民がくつろぎ、憩える広場と緑の空間
- ・各種催事等に利用できる都心のオープンスペース
- ・震災等非常時の避難地
- ・都市景観の形成

2 方針

これらの視点をもとに、以下を活用の基本方針とする。

- ① 史跡であることを最大の特徴とした歴史公園としての活用を図る。
- ② 都心部に位置する広がりのある歴史公園の魅力を活かした活用を図る。
- ③ 史跡の保存、活用と都市公園としての利用が一体化した活用を図る。
- ④ 大阪城公園と一体化した歴史公園としての活用を図る。
- ⑤ 学校教育、生涯学習と連携した活用を図る。
- ⑥ 市民のコミュニティの核として位置づけ、また観光・集客に対応できる新たな展開を検討する。
- ⑦ 将来的な難波宮跡公園の拡張を展望した活用計画とする。

3 方法

昭和29年以来の継続した発掘調査、研究により、難波宮跡が学術的に極めて重要な遺跡であり、わ



図58 復元建物を見学する小学生(西部ブロック)

が国で最古の本格的な宮殿であることが明らかとなった。難波宮跡は都市としての大阪のルーツともいべき遺跡である。また山根徳太郎を中心とし市民をあげての保存運動により、大阪市という大都市の中心部の広い範囲が保存されていることは、大阪の歴史だけでなく、わが国の古代史研究上、また遺跡保存の歴史上、大きな足跡として記憶されるべき事項である。

ところが現状では、市民に対しての難波宮跡の知名度は必ずしも高いものとはいえず、奈良県の平城宮、京都府の平安宮などと比較して劣勢は否めない。広く市民に周知され、その重要性が認識されることは、今後の保存活用計画をすすめるための基本条件となることである。ホームページの公開等、新たな情報公開ツール等が開発されるなかで、さまざまな手法を用いて積極的にこれをおこなうこと、また関連諸団体と連携をとり、活動の範囲を広げることが必要である。

1) 学校教育との連携

小中学校と連携をとり、児童生徒の歴史学習等に活用できるよう努める。

史跡に隣接する大阪歴史博物館は難波宮跡の遺跡博物館であり、難波宮跡の調査や保存に関する資料が、模型や映像を中心としてわかりやすく展示されている。また展示室から史跡の全体を見渡すことができる。大阪歴史博物館と難波宮跡の利用を促進させるために、小中学校に働きかけ、校外学習等で博物館の利用とあわせて難波宮跡の利用を促進させることが望まれる。教師を対象とした利用案内や、学芸員の“出前講座”なども有効とおもわれる。

2)生涯学習との連携

大阪市は生涯学習をすすめるため、『生涯学習大阪計画』（2017年改訂）を作成している。この中で「地域への愛着の醸成」として、“大阪のもつ歴史、文化、自然環境など、大阪のもつ資源を活かした学びのネットワークづくりをすすめ、図書館や大阪歴史博物館を中心とした生涯学習施設等と連携し、学習の機会を提供し、街の魅力を創造、発信し、市民の街への愛着を高めていく。”としている。そのために関係部署間の連携を強化し、本市が所有する情報や資料を共有し、活用するための仕組みづくりをつくるために、関係部署による協議会がもたれている。これらの活動と連携し、難波宮跡の生涯学習における活用を図り、また情報発信に努め、難波宮跡に対する周知度を高めるとともに市民意識の向上に努める。



図59 難波宮フェスティバル(1995年)



図60 四天王寺ワゴン(2004年)

3)地域との連携

難波宮跡は地域住民にとって日々の憩いの場として利用され、またボランティア等により定期的に清掃などもおこなわれている。難波宮跡を会場として難波宮フェスティバルや四天王寺ワゴン、中央区民まつりなど、いろいろなイベントも催されていて、地域との繋がりも認められる。難波宮跡が活発に利用されることは大阪市の活性化に繋がり、また市民のコミュニティづくりの核となるものである。今後さらに地域との連携をすすめ、活発な利活用の促進を図るとともに、難波宮跡を市民の生活のなかに位置づける工夫が求められる。

4)大阪歴史博物館、大学、研究機関、大阪城天守閣との連携

長年にわたる難波宮跡の調査、研究は、わが国の古代史、考古学研究の進展に大きく寄与してきた。今後もこれらを継承し、さらなる発展が望まれる。そのためには難波宮跡の遺跡博物館である大阪歴史博物館を中核として、大阪市立大学をはじめとする関係諸大学、研究機関と連携し、研究を発展、深化させ、その成果を積極的に情報発信することが必要である。また大阪城天守閣とも連携を図り、大阪の歴史の研究をすすめ、同様に情報発信をおこなうことが必要である。

5)集客、観光に対する対応

近年、大阪には国内外から多くの観光客が集まっている。難波宮跡は現在環境整備の途中であり、多くの観光客の利用に供する状況にはないが、先述のように、難波宮跡は大阪を代表する史跡であり、都市部にこれほど広い範囲が保存された遺跡はわが国で他に例がないものである。今後、積極的に情報発信してその重要性を顕在化させ、また大阪歴史博物館の活動と連携した普及啓発をおこなう等の取り組みによって、多くの来訪者を得ることに繋げていく必要がある。多言語対応によるホームページやパンフレット等の活用なども有効であろう。対応策を検討するためには、これら来訪者の要請を把握して、集客、観光に対応できる整備、活用計画の検討をすすめることが必要である。

1 整備の基本方針

これまでに史跡に指定されている範囲は、宮殿内部を貫通する東西(阪神高速道路・中央大通)、南北(上町筋)の道路によって3つの区画に分断されている(北部ブロック、南部ブロック、西部ブロック)。それぞれの区画には難波宮の中にあつて異なる性格の遺構が分布するが、それ以外に立地の条件、周辺環境等の状況が異なるため、それぞれの区画に求められる整備、活用の方針が異なることとなる。それぞれの区画における遺構の性格と立地等の条件、およびそれに応じた整備の方針を記す。

1) 北部ブロック

【遺構の性格】

・遺構の状況は中央・東地区と、西地区(史跡未指定)とに2分される。中央・東地区は内裏の中

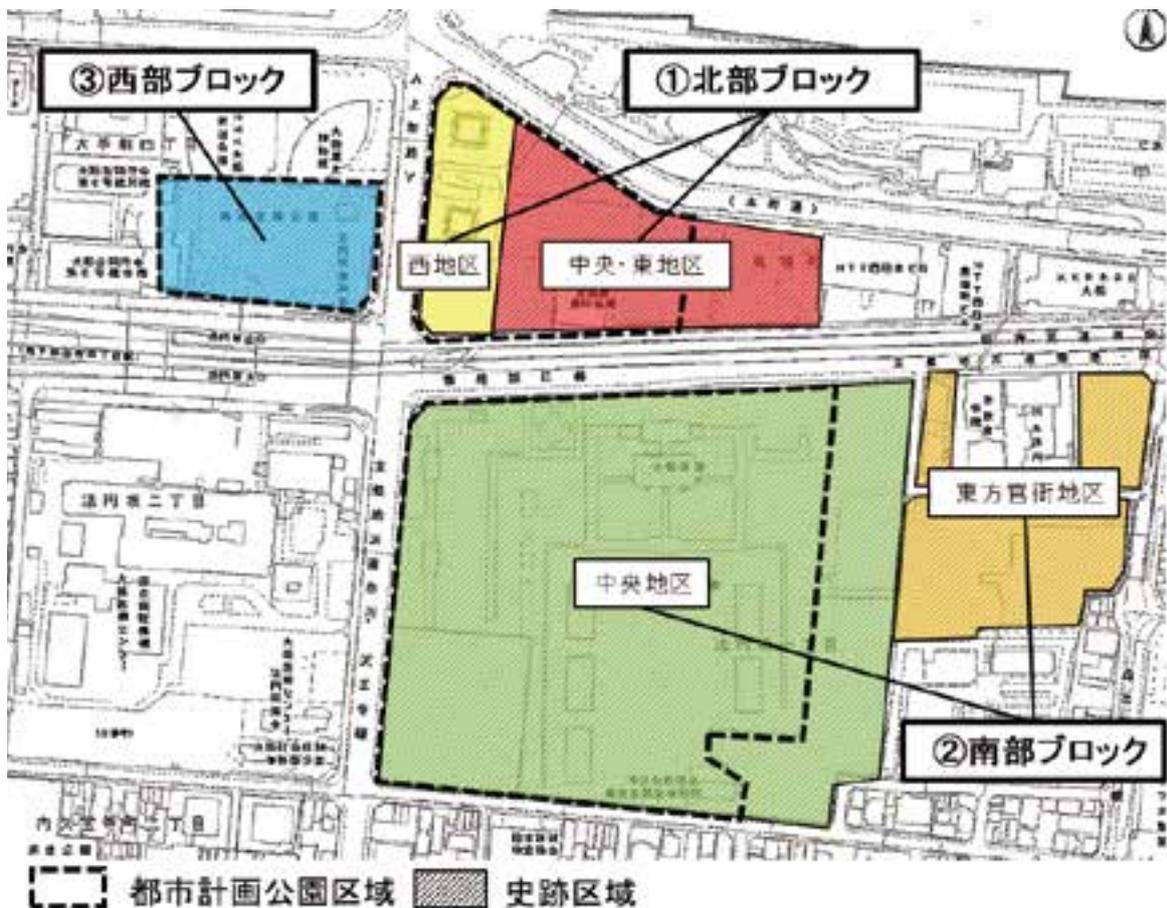


図61 各ブロック範囲、および個別の敷地名

心部にあたり内裏正殿とそれを区画する回廊の遺構が検出されている。一方、西地区は内裏と内裏西方倉庫群との間にあたり、主要な遺構が発見されていない空間である。



図62 後期内裏西外郭築地の瓦落下遺構

【立地等の条件】

- ・大阪城公園に隣接し、同公園との接合部にあたる。
- ・大阪城公園、大阪歴史博物館、難波宮跡の結節点であるとともに難波宮跡の3つのブロックの結節点でもある。

- ・これまでに環境整備は未着手であり、今後、新規に整備をおこなうブロック。

【整備の方針】

- ・大阪城公園との連携空間として、互いの魅力を高めあい、両者を一体化した公園としての興味を感じる仕掛けづくり。
- ・西地区は難波宮跡の3つのブロックの結節点として、また大阪城公園からの来訪者を難波宮跡南部ブロックへ誘導するプロムナードとして位置づける。
- ・難波宮跡をはじめ周辺地区の歴史、文化財のインフォメーション機能。
- ・中央・東地区は内裏の中心部であり、内裏正殿、回廊等の遺構表示をおこなう。内裏西外郭築地遺構は、瓦が落下した状態が保存されている。こうした遺構の実物の公開展示を検討する。
- ・このエリアは内裏という天皇の生活空間であることから、花木を中心とした柔らかいイメージとし、憩いの空間として整備する。
- ・震災等非常時の避難地として活用。

2) 南部ブロック

【遺構の性格】

- ・大極殿院、朝堂院を中心とした宮殿中枢部。“朝庭”を中心とした広がりのある空間。
- ・朝堂院の東、西両側は官衙地域。

【立地等の条件】

- ・昭和46年以降、継続した史跡の環境整備事業がすすめられている。南半部は未整備。
- ・朝堂院東側の官衙地域は、順次史跡の追加指定、公有化がおこなわれている。
- ・東および南側は住宅地に隣接する。

【整備の方針】

- ・宮殿中枢部の重要な遺構について、前期、後期ともに遺構の位置と規模を平面的に表示。

- ・平面的な広がりを利用して、イベント、催事や軽スポーツなど、市民が多様で活動的なレクリエーションを楽しむ空間として整備。
- ・大阪城天守閣や難波宮跡の3ブロックの展望、集会合等の機能。
- ・難波宮の中核部であり、史跡公園としても最も広く中心的な位置づけにある。難波宮を象徴するエリアとしての整備が求められ、将来の課題として歴史的建造物の復元を検討する。
- ・震災等非常時の避難地として活用。

3)西部ブロック

【遺構の性格】

- ・前期難波宮内裏西方倉庫群、法円坂遺跡の5世紀倉庫群が敷地の全域に広がっている。

【立地等の条件】

- ・大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館に隣接。
- ・地下鉄谷町四丁目駅に隣接。大阪城公園、大阪歴史博物館等への移動空間としての性格。
- ・平成10年度に「難波宮跡公園整備基本計画」を策定。同13年度に整備が工事終了し、公開。

【整備の方針】

- ・5世紀倉庫群および前期遺構を平面的に表示し、5世紀倉庫の1棟を復元。



図63 各ブロックの整備基本計画(大阪市建設局花と緑の推進本部1999所収)

- ・大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館の前庭空間としての集会所の場。
- ・人々が語り憩う都市公園。
- ・コンパクトなイベント空間。
- ・震災等非常時の避難地として活用。

2 敷地別整備方針

前項では、ブロックごとの遺構の性格と整備の基本方針を述べた。

項を改め、敷地ごとの「整備方針(求められる機能)」と「具体的整備内容」を次頁以降にまとめる。各ブロック内の地区名・敷地名称、および史跡指定次数とその位置は下図のとおりである。



図64 各ブロックの地区および敷地名称

1) 北部ブロック

敷地	整備方針（求められる機能）	具体的整備内容
<p style="text-align: center;">西 地 区 (旧NHK敷地西半部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪城公園、難波宮跡、大阪歴史博物館の結節点ー 3者を結ぶプロムナード的機能。 ・難波宮跡の導入部。 ・人々が集まり交流する集客性が高い“史跡広場空間”。 ・難波宮、大阪城をはじめとする大阪の歴史、文化財、観光、催し等のインフォメーション機能。 ・史跡指定地外であることを活かして便益機能を集中して設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・難波宮跡の全体解説、見学用パンフレット等の設置。 ・“多機能施設”設置の検討ー例えば、売店、オープンカフェ、インフォメーション(大阪の観光地、近隣の文化財、イベント等)、大阪の特産品の販売等。 ・エリア内施設の利用者、身障者、高齢者用の駐車場を設置ーバス等大型車両の駐車可能な舗装整備。 ・上町筋沿いに樹木の植樹。上質な移動空間。
<p style="text-align: center;">中央地区・東地区</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>旧大阪府農林会館敷地、NTT西日本敷地、 旧NHK敷地東半部、日本郵政(株)敷地、</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・内裏の中心部として、内裏空間を追求体験(イメージ)できる機能、整備。 ・南部ブロック、大阪城天守閣等の眺望。 ・憩える空間の整備。 ・大阪城公園との連携。 ・実物遺構の展示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内裏正殿、内裏回廊の遺構表示。その方法は南部ブロックの従来の平面的遺構表示手法を原則とする。内裏正殿の基壇復元。眺望機能。 ・回廊の遺構表示を活用した動線計画。 ・(天皇の生活空間である)内裏をイメージできる花木を中心とした植栽。 ・旧NHK敷地内に保存されている瓦堆積遺構の実物公開。

2) 南部ブロック

敷地	整備方針（求められる機能）	具体的整備内容
<p>中 央 地 区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難波宮跡 3 ブロックの中心エリアとしての機能。 ・ 宮殿中枢部の最重要遺構である大極殿院、朝堂院等の遺構表示。 ・ 難波宮跡の全体および個々の遺構の解説。 ・ 集会合機能。 ・ 朝堂院の広がりある空間を利用して、イベント、催事や軽スポーツなどのレクリエーション空間。 ・ (大阪城公園から南に続く) 上町筋沿いの緑地。 ・ 難波宮のシンボリックなモニュメントの設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難波宮跡の全体解説と個々の遺構解説。その際、AR 等、新たな解説手法の導入。 ・ 未整備範囲の遺構表示は、南部ブロックでこれまでにこなってきた平面的遺構表示の手法を原則とする。 ・ 北西部、南西部にエントランス広場を設置。視認度を高める空間設計。 <div data-bbox="842 725 1355 1005" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="858 1010 1342 1084">南西部のエントランスは道路面との高低差処理が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大極殿院・朝堂院の外側の区画は高木を植樹し、違いを際立たせる。 <div data-bbox="842 1238 1377 1541" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="868 1554 1118 1581">朝堂院外側の植樹（桜）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント開催への対応—朝堂院西側の空間はイベント開催時のサービスヤードとして利用。またこの空間を重量車両が駐車できる芝生広場—身障者・高齢者用の駐車場としても用いる。 ・ 歴史的建築の復元を検討。

<p style="text-align: center;">東方官衙地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東方官衙遺構の特徴を理解できる表示とする。 ・ 敷地周辺部に、植樹等の手法により視覚的遮蔽機能をもたせる。 ・ 住宅地に隣接するため、市民の憩いの場となる機能をもたせる。 ・ 遺構は敷地外に広がっているため、(将来的な史跡拡大を見越して) 広がり認識できる表示とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期的には芝の敷設、解説板の設置等。 ・ 第7次指定地は、発掘調査を実施し、地下遺構の特徴を考慮した整備計画とする。その際、表示手法を工夫し、利用者が憩える空間とする。 ・ 阪神高速道路・中央大通沿いであることを考慮し、道路沿いには高木を配し“緑の帯の連続”として整備。 ・ 難波宮の全体の中での位置を確認できるよう、例えば、解説板と100分の1程度の復元立体模型を設置するなどの工夫をする。 ・ 数時期に分かれた整備となるため、エリアの特徴を生かした整備計画をたて、中長期的な実施計画が必要。
---	---	---

3) 西部ブロック

	整備方針 (求められる機能)	具体的整備内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前期難波宮内裏西方倉庫群と法円坂遺跡の5世紀倉庫群を理解できる整備とする。 ・ 大阪歴史博物館、NHKの前庭空間としての集会合の場。 ・ 人々が憩い、語らいあう場。 ・ コンパクトなイベント空間。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前期難波宮倉庫群、および法円坂遺跡の全体解説板等の設置、および個々の遺構を地表面に表示。 ・ 展望ウッドデッキ、ベンチ等を設置。 ・ 法円坂遺跡の建物1棟を復元。 ・ 南、東側の道路際に高木の植栽。 ・ 平成13年度に整備工事終了、公開。

3 環境整備事業の推進

昭和29年以來の発掘調査により、難波宮中樞部の形態がほぼ明らかになり、わが国の古代史を考える上で極めて貴重な遺跡であることが認識された。また近年の調査により宮殿中樞部の周囲の調査がすすみ、宮域が概ね推定できるようになった。

その宮域内で、史跡指定地のうち南部ブロックの南側において、前期朝堂院南門が発見されている。そのさらに南側に前期の朝集殿と「朱雀門」、回廊遺構が発見されている(朱雀門・朝集殿地区)。これらは難波宮の中樞部を構成する建物であり、難波宮のメインゲートにあたる極めて重要な遺構である。

一方、2箇所で官衙のまとまった遺構が発見されたが、その内の内裏西方倉庫群は南半分が史跡に追加指定され、史跡公園としての整備工事がおこなわれた(西部ブロック)。もうひとつの朝堂院東方に広がる東方官衙地区は、東北部の一部、およびその南側等の敷地が追加指定されたが、それ以外に未指定の敷地も多く残っている。これらの地域で発見された一連の建物群は、前期難波宮の段階で官衙が形成されていたことが明らかとなり、わが国の国家体制がどのように整ってきたかを知るうえで重要な遺構である。



図65 難波宮跡整備構想イメージ図

一方、北部ブロックの史跡指定地東隣のNTT敷地は、難波宮跡・大阪城連続一体化構想において重要な場所であり、難波宮跡から大阪城にかけての良好な景観を確保するためにも重要である。遺跡の上でも内裏に隣接する場所であり、将来、史跡に追加指定し、環境整備をおこなうことが望ましい。

これらの敷地内では発掘調査が未実施の範囲も多く残っている。公有化の後、必要な発掘調査をおこない、遺構の状況を確認したうえで、その結果をもとにした環境整備事業をおこなうことが望まれる。その際の遺構表示の手法は、基本的には南部ブロックの手法に倣うが、地下遺構の状況とそれぞれの敷地の利用計画にあわせた手法とすることが必要である。

4 解説、インフォメーション機能の充実

難波宮跡の環境整備手法は、遺構を地表面に平面的に表示するという方法である。また前期と後期2時期の遺構を同一平面に表示していることから、地表面から望見したのでは、両者の違いを認識しにくいという限界がある。

この問題に対しては、解説板、パンフレット等の設置が有効である。道路により分断されている3つのブロックをまとめて史跡全体を説明するもの、個々の遺構を説明するものなど、場所と状況に応じた対応が必要である。

3つのブロックのうち、解説板が設置されているのは西部ブロックと南部ブロックである。西部ブロックのものは平成13年(2001)に設置したものであるが、南部ブロックのものは昭和58・59年(1983・84)に設置したものを、平成5年(1993)に内容の更新をおこなったものである。その後に明らかになった調査等の成果をもとに内容を更新すべきであり、近年開発がすすめられているAR(拡張現実)技術等の新手法を用いるなど、わかりやすい解説とする等の工夫が必要である。

また全体解説だけでなく、個々の遺構の解説や、各ブロック間の関係等を解説するインフォメーション機能も充実させる必要がある。その際には大阪歴史博物館、大坂



図66 南部ブロック設置の解説板



図67 若年層を対象とした解説板とパンフレット
(南部ブロック西北部)

城跡との連携を重視し、相互の魅力を引き立てあう工夫が必要である。

北部ブロックの西地区は地下鉄出入口から大阪城、難波宮跡への導入部でうとともに移動空間としての性格がある。また、大阪城、大阪歴史博物館との結節点でもある。この地をスタートとして、近隣の史跡、文化財めぐりを計画する来訪者も増えると予想される。インフォメーション機能の中には、船場、上町台地地区の史跡、文化財を紹介する内容も含めることが望まれる。これらの広域にわたる活用計画、手法等を検討する際は、大阪府、市の関係部局が連携をもっておこなう必要がある。また民間活力の導入など、新たな手法を採用するなどの検討が望まれる。

1 一元的な管理運営体制の必要性

難波宮跡の発掘調査、保存、環境整備事業は、昭和46年(1971)の事業開始以来、大阪市教育委員会事務局文化財保護課が中心となり、建設局公園整備担当部局と協力して実施してきた。平成14年度以降は、実施主体が市長部局の文化担当部局となり、3者が共同で事業をすすめてきた。事業は一定の成果をあげることができ、大阪市という大都市の中心部に、広い面積の史跡公園の体裁が整ってきた。平成13年(2001)には隣接地に難波宮跡のサイトミュージアムとしての大阪歴史博物館が開館し、難波宮の周知度は高まりをみせた。これまでに整備をすすめてきた中央大通以南の敷地(南部ブロック)はいろいろなイベント等に会場として利用されるようになり、市民が足を運び、親しむ機会も増えてきた。今後、より一層の市民利用を図り、内外からの来訪者への要求に答えるためには“楽しさ”の演出も必要である。難波宮跡の存在を認識できるモニュメントの必要性も指摘されている。将来の課題として主要な建造物の復元といったことも検討材料としてあげられよう。

このような状況下にあって新たな展開を求めるためには、従来の体制では限界があり、新たな視点による事業の企画、運営が必要である。そのためには「史跡としての整備」、「公園としての整備」に加えて「観光振興」、「地域振興」、「情報発信」、といった関連する分野を担当する部局が横断的に連携し、企画、運営をおこなうことが必要である。

現在、難波宮跡の保存管理、整備、活用事業は大阪市の経済戦略局、建設局、教育委員会の3局で担当しており、研究、展示等は大阪歴史博物館がおこなっている。また平成26年度からは、大阪府の都市整備部、府民文化部、教育庁も事業計画の検討に加わっている。本計画に掲げる事項がより実効性をもったものとするためには、これら各部署が連携し、それぞれの専門性を活かした運営体制となるよう、責任分担を明確にした推進体制を確立する必要がある。また、さらに事業をすすめるためには、発掘調査、史跡保存・管理、整備・活用計画の策定および実施等の一連の事業を一括して実施できる組織の確立が望まれる。

2 市民意識の高揚、民間との連携

これまで難波宮跡の整備、活用事業は行政主導でおこなわれてきた。しかし近年の動向をみると、市民、NPO等の民間団体との連携のもと活性化を図る方向に移っている。行政は「機会」を提供し、実際に事業をおこなうのは民間であるとする官民の役割分担の考え方である。これまでも難波宮跡では秋のシーズンには各種の催しが開催されているが、さらなる積極的な広がり求め、1年を通して大勢の市民が集える各種の催事等をおこなうことが望まれる。各種行事の開催、難波宮跡の清掃(草

刈り)奉仕等、いろいろな内容が考えられるが、それらのアイデア募集から企画、運営などについても、市民団体、NPO、企業等と連携した事業の推進を検討すべきである。またそれらの事業を実施するにあたっては積極的に広報をおこない、より多くの市民に難波宮をアピールできるよう努めることが必要である。

難波宮跡の整備活用事業に新たな展開を求め、軌道に乗せるためには、市民レベルでその必要性が理解されなければならない。そのためにはさらなる認知度のアップに努め、市民意識の高揚を図る必要がある。

これまで難波宮跡の保存は市民の協力を得てすすめられてきた。今後、一層の保存、活用を図るためにも、市民の理解と協力を得てすすめられるよう努める必要がある。

3 保存管理の有効な手段の検討

難波宮跡の整備、活用事業は、今後も大阪府、市が共同で推進していくこととするが、一方で、整備、活用にあたって新たな提案、手法を導入することも検討する必要がある。そのひとつとして、指定管理等の手法による民間活力の導入に関する検討も有効であると考えられる。民間企業のもつ独自の観点による事業展開に関する技術、経験などを活かすことにより、難波宮跡に対して新たな魅力の発掘や情報発信の手法など、活性化につながる手法を導入できる可能性があるとおもわれる。

ただし導入にあたっては留意すべき点も指摘されている。近年の同様の事例をみると、指定管理等の期間が限られていることによる弊害や中長期的視点の希薄さ、またその場のもつ特長を活かしきれていないといった指摘もある。民間事業者公募の際にはこれらの問題点を考慮し、難波宮跡の保存管理、普及活用に効果のある提案がなされるよう条件設定等を定める必要がある。そのうえで大阪府、市の責任を明確化したうえで民間活用を図ることに留意しなければならない。

第11章 経過観察および事業計画の見直し

1 整備基本計画の策定

史跡難波宮跡の保存活用計画をまとめるにあたり、これまでの経過、現状と課題、整備、活用、今後の方針等を述べてきた。今後この計画をもとに保存活用事業の推進に向けて、中・長期的なスケジュールを含めた具体的な整備基本計画の策定をおこない、環境整備事業を実行することが必要である。

2 経過観察

本計画に記した、保存、活用、整備、管理運営等の実施にあたっては、より実効性のあるものとするために、今後、判断基準(自己点検項目等)を定めて事業評価をおこなうなど、定期的な経過観察をおこない、その結果をもとに事業計画の見直し、修正等をおこなう必要がある。

経過観察の方法として、自己点検の項目およびその内容の例を以下に示す。

【保存管理】

- ・発掘調査、研究の推進：史跡内発掘調査計画の策定および調査・研究の実施、史跡外発掘調査の実施(各年)
- ・追加指定と公有化：史跡追加指定、公有化計画の策定および実施(随時)
- ・保存活用計画の見直し：自己点検の実施、評価(各年)、計画の見直し(5年後)

【活用(大阪歴史博物館と連携)】

- ・来場者、入館者数(各年)
- ・情報発信と普及啓発、公開：発掘調査現場公開、ホームページ等での情報発信(各年)
- ・イベント等の開催：各種催事、市民参加イベント等の実施(各年)
- ・学校教育との連携：校外学習での活用、学校への出前講座(各年)
- ・生涯学習との連携：講演会(シンポジウムを含む)、見学会の実施(各年)
- ・周辺文化財との連携：周辺の史跡・文化財を含めた見学会、イベント等の実施(各年)

【整備】

- ・環境整備：整備計画に記された整備事業の実施(各年)
- ・維持管理：日常管理の実施、既存遺構表示等の修繕の計画立案・実施(各年)
- ・周辺環境の整備：史跡周辺の道路・サイン等の設置者・管理者等との協議(随時)

【管理運営】

- ・管理運営体制の円滑化：関係機関の連絡調整(定期的)
- ・市民との連携：ボランティア・市民団体等との交流機会の増加(各年)

